

一般社団法人日本写真作家協会 役員選挙規則

(2010年3月24日 制定)

(2013年6月28日 一部改正)

(2017年6月27日 一部改正)

(総則)

第1条 一般社団法人日本写真作家協会定款(以下当協会「定款」という。)第20条に規定する役員の選出は、正会員の立候補による選挙で行い、一般社団法人日本写真作家協会役員選挙規則(以下当協会「選挙規則」という。)の定めにより選出する。

(選挙管理委員会及び委員)

第2条 役員の選挙に関する一切の事務は、この規則に定めるほか、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

2 委員会は、正会員たる委員5名で構成し、委員は、理事会の決議及び被任命者の同意を得て会長が任命する。

3 会長は、前項の任命後は、速やかに委員名を会員に通知するものとする。

4 委員の任期は、第2項による任命の日から、選挙結果に基づいて役員が任命を受けた会員総会後1か月満了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名をおく。

2 委員長は、委員会の業務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 正会員は、役員の選挙について等しく選挙権を有する。

2 正会員は、在籍3年を経過すると理事の被選挙権を有する。ただし、当協会第29条の定めにより、告示日をもって満80才に達すると被選挙権の資格を失う。

また、当協会会則第14条第2項に定める会費の納付期日を1か月を越えて未納のときもその資格を失う。

3 正会員は、在籍5年を経過すると監事の被選挙権を有する。前項のただし以降の規定は、当項にも適用する。

4 選挙管理委員は、当該委員会の管理する選挙の候補者となることはできない。

(選挙管理委員会の権能等)

第5条 選挙事務の執行に関しては、委員長がこれを指揮する。ただし、選挙権、被選挙権の有無、投票の効力及び選挙規則第12条第5項ないし同条第7項に定める行為が認められたときの処分、選挙規則第8条に定める立候補者の資質要件事項に抵触するときの処分、又は選挙の実施について生じた疑義については、委員会の決すところによる。

(選挙定数、選挙日等)

第6条 役員の任期満了に伴う選挙の選挙定数は、理事10名、監事2名とする。

2 任期途中において役員の補充を要する場合の選挙定数は、当協会定款第20条第1項の範囲内で、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

3 会長は、役員の任命を行なう会員総会の開催日の30日前までに、理事会の決議を経て、別記第1号様式により、役員の任命を行なう会員総会の開催日、役員種別及び選挙定数を委員長に通知し、選挙の実施を依頼するものとする。

(立候補種別)

第7条 理事に立候補の種別は次のとおりとする。

(1) 正会員が自ら立候補をする会員推薦立候補。

(2) 理事会が当協会の運営のため必要とする理事会推薦立候補。

2 前項第1号により、正会員が自ら立候補する場合、在籍5年を経た正会員2名の推薦が必要で、推薦できる候補者は2名までとする。

ただし、同一正会員が監事候補者1名を推薦するとき、推薦できる理事候補者は1名とする。

3 第1項第2号の理事会推薦とは、当協会の事業の継続運営のために、理事会の決議を経て必要な会員を推薦し、当人の承諾を経て、推薦立候補者の氏名、推薦理由などを役員選挙実施依頼書（別記第1号様式）に記載し、委員長に提出するものとする。ただし、推薦できる人数は3名以内とする。

4 監事の立候補は、在籍5年を経た正会員2名の推薦により、立候補することができる。

5 立候補者は、他の立候補者を推薦することはできない。

（立候補者の資質要件）

第8条 理事・監事立候補者は、その言動において、当協会定款、会則並びに諸規則に抵触していなく、かつ社会的な倫理規範を逸脱していないこと。

（選挙区の比例ブロック定数）

第9条 理事候補者の選挙区ブロック割を次のとおりとする。

（1）第1ブロック：関東・甲信越・東北・北海道

（2）第2ブロック：東海・北陸・近畿

（3）第3ブロック：中国・四国・九州・沖縄

2 前項により、選挙の行われる前年度末の各ブロックの正会員数を比例配分し、それぞれのブロック選挙定数を選挙規則第6条第1項の選挙定数により理事会が決定し、その定数を選挙規則第6条第3項の定めにより委員長に報告するものとする。

3 ブロック選挙定数を定めるとき、前項の比例配分を、小数点以下2桁までの計算数値を参考にし、各ブロックの選挙定数を理事会が決定する。

4 監事選挙については、第1項ないし第3項の規定は適用しない。

5 立候補者の推薦者については、第1項のブロック割は適用しない。

（告示）

第10条 委員長は、別記第2号様式により、選挙定数、ブロック定数、立候補の方法、立候補受付期間、選挙公報用原稿提出期限、投票受付期間、開票日、開票場所等を役員任命を行なう会員総会の開催日の70日前までに会員に告示しなければならない。

（立候補の方法）

第11条 理事に立候補をしようとする者は、選挙規則第7条第1項の種別に従い、選挙規則第9条第1項のブロック割により別記第3号様式に所定の記載をし、立候補受付締切日までに委員長に届け出るものとする。

2 監事に立候補をしようとする者は、別記第3号様式に所定の記載をし、立候補受付締切日までに委員長に届け出るものとする。

3 立候補受付期間は5日間とし、その期日は委員会が定める。

4 立候補届けの提出方法は、委員会の指定する郵便局宛とし、局留め扱いとする。

5 立候補受付後の辞退はこれを認めない。

（選挙公報等）

第12条 立候補者は、選挙公報用原稿（別記第4号様式）用紙に必要事項を記載して、所定の期日までに委員会に提出するものとする。

2 委員長は、立候補者から提出された選挙公報用原稿をそのまま製版又はコピーして、選挙公報に掲載しなければならない。ただし、選挙公報用原稿内容に明らかな誤りが認められたときは、選挙公報の発送前までに、立候補者にその選挙公報用原稿の訂正を求めることができる。

3 委員長は、投票受付最終日の7日前までに受付最終日の日にちと開封日を明記して投票用紙とともに選挙公報を正会員に送付しなければならない。

4 第1項に定める選挙公報原稿は、立候補者が定数に満たないときでも選挙公報に掲載し、正会員に送付するものとする。

5 立候補者は、選挙を有利にする明らかな虚偽の選挙公報用原稿の記載をしてはならない。

6 立候補者及び正会員は、選挙を有利にする内容及び誹謗中傷する内容の文書等を、選挙権を有する他の正会員に、選挙の告示の日から投票締め切り日までに発送、並びに提示してはならない。

7 選挙公報以外の前項に定める文書（選挙を有利にする内容及び誹謗中傷する内容の文書等）とは、郵便物、ファックス、電子メール・ブログ等も含まれ、また第5項及び前項に定める行為が認められたとき、当選した立候補者はその資格を失う。

（投票）

第13条 立候補者数が、選挙規則第6条及び第9条の選挙定数を超えたときは選挙を行う。

投票は正会員1人につき投票用紙（別記第5号様式）1枚とする。

- 2 投票は、前項の投票用紙の投票欄に○印を記載して行なうものとし、委任による投票はこれを認めない。
- 3 投票欄への○印記載は、理事については、選挙規則第9条の各ブロックの選挙定数までとし、選挙は各ブロック単位で行う。

監事は選挙規則第6条第1項のその選挙定数までとし、選挙は全国区で行う。

- 4 投票は郵便による投票とし、委員会の指定した郵便局に郵送し、局留め扱いとする。
- 5 投票は、投票締め切り日の消印までを有効とする。

（開票）

第14条 開票は、役員の内命を行なう会員総会の前々日に行なう。

- 2 委員長は、正会員の中から開票立会人2人を指名する。
- 3 正会員は開票に立会うことができる。ただし、委員長は、希望者が多数の場合には、前項の開票立会人を除き、人数を制限することができる。

（当選者の決定）

第15条 当選者は、理事及び監事ごとに、それぞれ得票数の多い候補者から順に決定し、得票数が同数の場合は、会員総会においてくじで決定する。

- 2 立候補者数が選挙定数を超えない場合は、投票を行わず、当該立候補者を当選者とする。
- 3 無投票当選の場合、会員総会で、選挙結果を正会員に報告する。

（選挙結果報告及び役員の内命）

第16条 委員長は、当選者が決定したときは、会員総会に報告し、速やかに選挙結果を文書で会員に報告しなければならない。

- 2 前項の選挙結果に従い、最初の理事会で選任された役員を会員総会において報告するものとする。
- 3 当選者は、正当な事由がない限り当選を辞退することができない。

（補充選挙）

第17条 当選者が選挙定数未満の場合において、補充の選挙を実施するか否かについては、選挙後の理事会がこれを決定する。

- 2 選挙後の理事会が、補充選挙を行わないことを決定した場合は、会員総会の決議により、理事会が補充する役員を選出し、会長が任命する。

（当規則の改廃）

第18条 当規則の改廃は、理事会が行い、会員総会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、当協会の設立時の役員選挙のときから施行する。
- 1 この規則は、2013年6月28日から一部改正施行する。
1. この規則は、2017年6月27日から一部改正施行する。